

セメント 三二八袋

鐵筋 六〇七六施

取付道路工

盛土 六、〇四九・四四立米

土羽筋芝 二、〇〇六・五四平米

上布砂利 二、〇四・四〇立米

工費 二、九七・四二九圓

以上

收用法最近の立法

大 國 實

「抱合」と「舉國一致」とが、あらゆる部面で試みられて來たし又實現しつつあるのである。

昨年七月七日、蘆溝橋の銃聲の下に、準戰時體制の段階から純戰時體制の段階に突入して以來、我が國に於ては、非常なる國家目的の遂行が急務とされるに至つた。革新の方向に乗る時代のうねりも亦之に織り込まれて來た。而して吾々は、その急務の遂行に當つてはスムーズな進展に全力が傾注され來つたことを見逃してはならない。

最近半ケ年許りの間に、種々なる法令が、或は成立、公布され、或は今議會に提出され又は提出されんとして慎重審議の的となつてゐる。之等諸法令乃至諸法案の重大性は時局の重大性を認識する者の等しくしみぐと感ずる所であらう。又その重大性は多彩なるフェーズ或はアングルと内容とを有するものであらう。「收用法」の觀點から視れば

どうであらうか。

八月十三日には製鐵事業法の公布をみ、九月十日には軍需工業動員法を支那事變に適用する法律、九月二十五日には工場事業管理令、更に最近、本年一月二十八日には特許收用令が夫々公布された。又現在、農地調整法案が電力管理法案や増稅法案と並んで議會にデビュートし、總動員法案は只今議會に提出されんとしてゐるが、その實質的論議はずつと以前から説明聽取の形式に於いて試みられてゐる。その政治的、經濟的、法律的意思に於て、之等は夫々餘りにも重大であり、「收用法の觀點」は危くその華やかなデ・エスチュアアの下に壓倒され埋没しさうである。

二

製鐵事業法は、昨年八月十三日法律第六十八號を以つて公布され、大正十五年に出來た製鐵事業獎勵法に代つた。

製鐵事業獎勵法に於ける製鐵事業は土地を收用又は使用し得る旨の規定は、此の度の製鐵事業法に於ても、其の存

在を主張してゐる。獎勵法に於ては、第一條に「一ノ場所ニ於テ一年三萬五千噸以上ノ製銑能力及一年三萬五千噸以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス」と規定されてゐるのに對し、製鐵事業法に於ては第六條として「一ノ場所ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ一年十萬噸以上ノ製銑能力及一年十萬噸以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシテ同法ヲ適用ス」と規定されてゐる。即ち年製銑能力及年製鋼能力は夫々三萬五千噸から十萬噸に高められたのである。

本法に依り土地を收用し又は使用し得る事業は、(1)製鐵事業——銑鐵、鋼鐵、鋼材（鍛鋼品及鑄鋼品を含む）

其の他の製造及之に附隨する副生物の製造を爲す事業（第二條）——であること、(2)一の場所に於て一年十萬噸以上の製銑能力及一年十萬噸以上の製鋼能力を有する設備を以て營み、(3)且各爐に付次に掲ぐる能力を有することを要す

る（施行令第五條、第二條）。一、製鉄に在りては一日の製鉄量三百吨以上、二、製鋼に在りては一回の製鋼量平爐に在りては五十吨以上、轉爐に在りては十吨以上。

右の如き「事業」の點を除いては此の土地收用又は使用には土地收用法が適用される。即ち對象に於て、手續に於て、效果に於て、土地收用法がそのまま適用されるのである。

製鐵事業には何故土地收用が認められるか。——土地收用又は一般的に公用收用なるものには「公共の利益となる」目的のためといふ觀念、即ち公共目的が必然的に含まれてゐるのであらうか。製鐵事業の場合是如何。

現代の日本に於ける收用制度の二大基礎は、私有財産制度と、その公共目的による制限とに存する。前者は現在に於ける我國經濟組織の法律的表現であるが、同時に、現實に於ては、後者がそれに絡んでゐる。兩者は一應概念的には反撥するものであり乍ら、現實には互に參照し、利用しつゝ存在する。前者が基本たる限り公共目的は「必然的」

であり、その點に於ては一寸の讓歩も許されない。

時勢の變遷と進歩とは「絡み込み」の仕方と程度とに關聯して行く。一般法としての土地收用法は明治三十三年に制定された。吾が國は收用の目的に付ては原則として列記主義を採つてゐる。特別法に依る規定によつて具體的收用目的は増加し來つた。

公共目的の名の下には、國家目的、公益事業、公共社會目的等が含まれてゐると謂はれる。公益事業は公益事業である。同時に又事業である。それは現實には日本に於ける生産方法、形態に於ける發展の裡に於てのみ姿を捉へうる。重要産業統制法は統制と共に助成のプレゼントを設けた。製鐵事業奨励法の後をうけた製鐵事業法——それは日本の製鐵事業の現状の分析を要求するのである。

一體「公共性」とは何か。及ぼす影響の範圍が公と言ひ得る程度になつたとき公共性を認むべしとの論がある。尤もである。併しもつと徹底してみたらどうであらうか。嚴密な、最も現實的な、概念によつて再分析さるべきである。

公共收用の根本問題である。

三

第一。大正七年軍需工業動員法が公布實施されたまゝ、戦時動員規定は、今日迄二十年間休眠状態を續けて來たが、支那事變の勃發と共に、昨年九月十日法律第八十八號により支那事變に付て適用され、次いで九月二十四日工場事業場管理令、十一月二十四日軍需評議會規程等の公布により、愈々發動の態勢に入つた。更に本年一月二十八日には特許收用令が公布され、特許法中の軍事目的による收用規定も亦愈々發動の態勢に入つたのである。

だが併し、支那事變長期戦化に基く最近内外の客觀的情勢は益々緊急逼迫し、戦時體制の高度化の要求は、遂に最後の切札國家總動員法の誕生を必至ならしめつゝある。公表された法案によれば（今日明日議會に提案される旨新聞紙に報道あり、本稿は二月十九日東京朝日朝刊に公表されたる法案に依る）、それは總動員の名に背かず國民生活の全

般に互る平時及戦時に於ける總動員を漏れなく規定してゐるのであつて、右に述べた軍需工業動員法や特許法による使用收用は悉皆吸收されてゐるのは當然である。

第二。軍需工業動員法及それに關聯する一連の法令による公用收用は如何。總動員法案に入る前に、先づその再認識が必要であらう。

軍需工業動員法による管理、使用及收用は何れも「戦時」に限られてゐた爲、昨年の法律第八十八號は「軍需工業動員法中戦時ニ關スル規定ハ支那事變ニ亦之ヲ適用ス」なる規定を設けたのであつた。

軍需工業動員法に依る使用、收用は主として二つの場合がある。

(1) 工場事業場の管理、使用、收用

「政府ハ戦時ニ際シ軍需品ノ生産又ハ修理ノ爲必要アルトキハ……工場及事業場並其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ、使用シ又ハ收用スルコトヲ得」（二條）

主體は政府である。政府とは何か。具體的には誰がやる

のか。後に述べる工場事業場管理令に於ては「主務大臣」となつてゐる。

管理、使用又は收用し得る場合は、戦時又は支那事變に際し軍需品の生産又は修理の爲必要あるときである。軍需品に付ては第一條に詳細なる定義がある。一、兵器、艦艇、航空機、彈藥並軍用器具機械及物品。二、軍用に供し得べき船舶、海陸聯絡輸送設備、鐵道軌道及其の附屬設備其の他の輸送用物件。三、軍用に供し得べき燃料、被服及糧秣。四、軍用に供し得べき衛生材料及獸醫材料。五、軍用に供し得べき通信用物件。六、前各號に掲ぐるものの生産又は修理に要する材料、原料、器具機械、設備及建築材料。七、前各號の他勅令を以て指定する軍用に供し得べき物件。之である。

右の場合には、工場及事業場並其の附屬設備の全部又は一部を管理し、使用し又は收用することを得、且つ従業者を供用せしめ得る（四條）。

客體は工場及事業場並其の附屬設備の全部又は一部であ

るが、「工場及事業場」は更に詳細に一、軍需品の生産又は修理を爲す工場及事業場。二、前號に掲ぐる工場及事業場に要する原料若は燃料を生産し又は電力若は動力を發生する工場及事業場。三、前各號に掲ぐる工場に轉用することを得る工場と規定されてゐる。又右の管理、使用又は收用をなし得る場合には従業者を供用せしめうる。之は相當重大な事柄である。法律的には事業主の雇傭債權の收用として片付けられてゐる。召集令によることなくして労働者は徵用されるのである。

手續、補償、效果、罰則等に付ては軍需工業動員法には（イ）損害は補償すること（五條）、（ロ）補償金の算定は軍需評議會の決議を経て定むること（十五條）、（ハ）收用物件を五年内に拂下ぐるときは舊所有者又は其の承繼人に於て優先に買受け得ること（十條）、（ニ）右の管理、使用若は收用又は供用を拒んだ者は三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處すること（十九條）等の規定あるのみで詳細でない。

管理、使用、收用の三者の中管理に付て昨年九月二十五

日工場事業場管理令の施行を見、此所に始めて工業動員法は發動の態勢に入つたわけである。元來「管理」なる言葉の概念はとても曖昧である。公法上の「管理」は最近頃に流行し日常目にし耳にするところとなつたがどうもはつきりしない。それは従つて又實に重要な言葉である。タウトロギの妙味は此所に於てその所を得た。でも一貫する所は「強制管理」従つて「命令に依る事業運営」とも言ふべきものであらう。その「管理」の一斑は工場事業場管理令の示す所である。

主務大臣は管理せんとするとき内閣總理大臣に協議する。而して管理の開始のポイントは管理令書に別段の定めない限りその令書の到達の時である。

主務大臣は其の管理に係る工場事業場に於ける軍需品又は軍需品の生産若は修理に要する原料、燃料、電力若は動力の生産、修理若は發生に關し當該工場事業場の業務に付事業主を指揮監督する。その業務の監督は監督官が行ふ。經營の廢止又は休止は主務大臣の許可を要する。又事業

主は事業主に代るべき事業管理人を選任することを得、主務大臣はその選任を命じ又は解任することが出来る。

損害の補償は原則として管理廢止の後に請求し得、例外として主務大臣の定むる所に依り毎事業年度終了後又は損害の生じた都度請求出来る。

主務大臣は所轄官衙の長をして職權の一部を行はしめ得る。

主務大臣とは軍機保護上其他軍事上特に必要ある工場事業場に付ては陸軍大臣又は海軍大臣であり、右の場合以外の主務大臣は、外地に於ては朝鮮總督、臺灣總督、滿洲國駐劄特命全權大使又は樺太廳長官である。

補償金の算出は軍需評議會の議を経て行はれるが、その評議會に付ては十二年十二月二十四日勅令第六六五號によつて規程が公にされた。軍需評議會は内閣總理大臣の監督に屬し、組織は會長一人と委員二十人となり成り、委員は内閣總理大臣の奏請に依り關係各廳高等官及學識經驗ある者の中より内閣に於て命ずることになつてゐる。

(2) 土地及工作物の管理、使用、收用（三條）。

主體は政府である。

管理、使用又は收用し得る場合は、戦時又は支那事變に際し、軍需品の生産、修理又は貯藏の爲必要あるときである。

物件は、土地並家屋倉庫其の他の工作物及其の附屬設備の全部又は一部である。尙右の場合に従業者の徵用も出来ることは(1)の場合と同様である。

管理に付ては(1)の場合一應参照さるべきであらう。

收用は土地收用法と如何なる關係にあるか。準用か又は別個の規定か。その迅速の必要は恐らくは後者を可とするであらう。補償、拂下、罰則等に關する(1)に於ける軍需工業動員法の規定は此の(2)の場合と共通であり、特に述べる必要はない。唯此の(2)の場合は實際上、依然休眠状態にあるといつても過言ではないであらう。

以上(1)(2)の場合の外、軍需工業動員法は、之と關聯して次の如き規定を含んでゐる。

(3) 船舶其他の輸送機關の管理（三條二項）、及軍需品の

使用、收用（七條）。前者に付ては従業者の徵用もなし得る。

(4) 召集、徵用、（八條、九條）。即ち政府は、戦時又は支那事變に際し、勅令の定むる所に依り、（イ）兵役に在る者を徵兵令に拘らず召集し又（ロ）兵役に在らざる者を、徵用して、軍事輸送機關又は前述(1)に依り政府の管理する工場事業場又は國營の軍需品工場事業場の業務に従事せしめ得るのである。

(5) 其の外報告命令、利益保證、獎勵金下付等の規定のある事は云ふ迄もないであらう。

以上が大體軍需工業動員法の公用收用に關聯する規定である。

軍事、國防目的の強力性はその効果、手續等至る所に顯現してゐるが、その最も顯著なるものは救濟規定の缺如であらう。

第三。特許法第十五條、第四十條第一項及實用新案法第三十六條に依る處分に付て、本年一月二十八日特許收用令

が公布された。

特許法に依れば、(1)特許出願に係る發明が軍事上秘密を要し又は軍事上又は公益上必要なるものなるときは、政府は、(イ)特許を拒否し、(ロ)特許を受くるの權利を收用し又は(ハ)制限を附して特許を與へることが出来る(十五條)。又(2)特許發明が右の場合に該當するときは、(イ)特許權を制限し、(ロ)收用し、(ハ)特許を取消し又は(ニ)特許發明を實施出来る(四十條)。

之等の場合何れも、相當の補償金を支拂ふを要する旨特許法に規定があるが、それ以外は凡て勅令に譲つてある。特許收用令が之である。

右の處分を必要とするときは主務大臣に請求する。請求書には 一、願書番號又は特許番號 二、發明の名稱 三、出願者又は特許權者及實施權者の氏名名稱及住所 四、主務官廳 五、處分及之を必要とする理由等を記載し、補償金の見積金額及内譯を記載した書面を添へる。商工大臣は出願者又は特許權者及實施權者に通知し且官報及特許公報

に公告し、期間を指定して出願者達に意見書提出の機會を與へ、その期間經過後處分に付決定を爲すのである。但し處分を必要とする理由が軍事上の秘密を要するものとして請求がなされた場合は、右の手續を取らずに、商工大臣は處分を爲すことを決定せねばならない。

決定した時、商工大臣は決定書の謄本に、前述の補償金見積金額及内譯を記載した書面を添へ、出願者又は特許權者及實施權者に送附し且決定の要旨を公告する。

特許發明の實施又は、軍事上又は公益上急迫の必要があれば請求後決定前と雖も、爲し得る。但し通知は必要である。

商工大臣決定を爲したるときは遲滯なく特許補償委員會の決定を求める。併し補償金額に付ては、主務大臣と出願者、特許權者、實施權者との間に協議が調へば、それに付ては決定を爲さない。決定すれば商工大臣に報告され、商工大臣は之を主務大臣、出願者、特許權者、實施權者に送達する。特許補償委員會は商工大臣の監督に屬し、組織は、

會長一人、特許局長官之に充てられ、委員十五人以内、關係各廳高等官及學識經驗ある者の中より内閣に於て命ずる。

實用新案に付ては右が凡て準用される（實用新案第二十六條特許收用令第十三條）。

以上が特許收用である。

第四。軍需工業動員法及特許法に依る收用は大體右の如くであり、之が現行法であるが、右規定の内容は、此の度の國家總動員法案の中に洩れなく編込まれてゐるのである。公表された法案を對象としやう。

それは國家總動員の定義に始まり、總動員物資及總動員業務の定義之に次ぐ。主體的規定は平時に於ける總動員と戦時に於ける總動員とに分けて規定され、最後に補償に關する周到なる規定と罰則がある。

客觀的情勢の急迫化を陣痛力として産み出されて來た本法案は、最悪の場合に備へて、戦時又は戦争に準すべき事變に際し「國防目的」の絶對的要求の下に、國民生活を「人的及物的資源」の觀點より、萬般に互つて「統制、運用」

せんとするものである。

臣民の徵用を筆頭に、團體の協力、勞働、貿易、會社、設立、資本、合併、目的變更、社債募集、株金拂込等に對する制限禁止、利益金處分、資金運用、土地、礦業權、特許權等の收用、設備新設命令、統制協定、組合、價格、集會言論等文字通り全般にわたる統制運用が用意されてゐる。こゝでは、收用法の觀點に限局されてゐるが、問題の猛烈な重大性は、寔にかゝる觀點をして瞠若たらしむるものがある。

政府は、戦時又は戦争に準すべき事變に際し、國家總動員上必要ある時は、勅令の定むる所により、次に述べる如き使用、收用、管理又は實施をし得る。

(1) 總動員物資を使用又は收用出來る（第十條）。

總動員物資とは「(一)兵器、艦艇、彈藥其の他の軍用物資、(二)國家總動員上必要なる被服、食糧、飲料及飼料、(三)同じく醫藥品、醫療、機械器具其の他の衛生用物資及獸醫用物資、(四)同じく船舶、航空機、車輛、馬匹其の他

の輸送用物資、〔五〕同じく通信用物資、〔六〕同じく土木建築用物資及照明用物資、〔七〕同じく燃料及電力、〔八〕右に掲ぐるものの生産、修理配給又は保存に要する原料、材料、機械器具、装置其の他の物資、〔九〕以上の他勅令を以て指定する國家總動員員上必要な物資である。これらは徵發令に於ける徵發物（第十二條）、軍需工業動員法に於ける軍需品（第一條）等と對照すべきであらう。

主體は政府である。政府とは何であるかといふ軍需工業動員法に付ての疑問は此處に於ても存在する。

使用、收用し得る場合は、戦時又は戦争に準すべき事變に際し國家總動員員のため必要あるときである。初めの法案要綱に於ては戦時又は事變に際しとなつてゐたが、其の後、事變を戦争に準すべき事變といふ文句に改める旨言明があり、最新の法案に於て、第一條に、「戦時（戦争ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ」と規定し、必要なる各條に於て簡單に「戦時ニ際シ」と規定されたのである。平時にあつては適用されず、事變も極めて重大な

る事變に限られるわけである。又國家總動員員のため必要あるときであり、國家總動員員は「戦時（戦争に準すべき事變の場合を含む……）に際し國防目的達成のため國の全力を最も有効に發揮せしむる様人的及物的資源を統制運用するを謂ふ」と定義されてゐる。總動員員概念はむしろ總動員法の規定する「資源の統制運用」の内容によつてのみ擷まへうるのであつて、極めて流動的であると云へやう。

右の場合に政府は總動員員物資を使用又は收用出来るわけであるが、その具體的方法に付ては凡て勅令に譲つてゐる。此の點では軍需工業動員法の場合と相類似してゐる。時局の緊急異常なる要求と憲法とのユニオンであり、軍事目的の可及的に立憲的な遂行をなさんとする努力の表現であらう。勅令も此の精神をとるであらうと期待されてゐる。

總動員員物資の使用、收用は大部分現行法を以つて可能である。即ち徵發令及軍需工業動員法第七條である。

(2) 總動員員業務たる事業に屬する工場、事業場、船舶其の他の施設及び之に轉用することを得る施設の全部又は一

部を管理、使用又は收用することを得(A)、又その使用又は收用に際しては従業者を供用せしめ、當該設備に於て現に實施する特許發明又は登録實用新案を實施することを得る(B)。——(第十三條第一項第二項)

主體は政府である。(1)に於いて述べた事は之に付いても云へる。

管理、使用又は收用し得る場合は、戦時又は戦争に準ずべき事變に際して國家總動員のため必要あるときである點に於て(1)の場合と同じである。

(A)——客體は、(イ)總動員業務たる事業に屬する工場事業場其の他の施設、(ロ)之に轉用出来る施設、の全部又は一部、である。

右の總動員業務とは、(一)總動員物資の生産、修理、配給、輸出、輸入又は保管に關する業務、(二)國家總動員上爲必要なる、運輸、通信、(三)同じく金融、(四)同じく衛生、救護、(五)同じく教育、訓練、(六)同じく試験、研究、(七)同じく情報、啓發宣傳、(八)同じく警備、等々に關す

る各業務、(九)以上の他勅令を以つて指定する國家總動員上必要なる業務である。之で大體總動員に必要な業務は網羅され、その何れの一に關する事業の施設も又それに轉用され得る施設も管理、使用又は收用出来るのである。

斯かる施設は、前述軍需工業動員法に於ける(1)の場合、即ち第二條の規定する工場及事業場並其の附屬設備の全部又は一部、及び(3)の「船舶その他の輸送機關の管理」等に相當する。

尙、收用物件不用に歸したる場合に、收用したる時より十年内に拂下ぐるときは勅令の定むる所により舊所有者若は舊權利者又はその承繼人は優先に買受けうる(第十五)。之は拂下げの場合の規定であつて買戻權とはその性質を全く異にするのである。

以上の他詳細なる方法は補償に關する若干の規定を除いては凡て勅令に讓つてある。従つて勅令の公布をみなければ詳細は判明しないわけである。現行法たる軍需工業動員法に於ても、前述せる如く工場事業場の管理以外は施行令

がない。本規定の管理方法は工場事業場管理令に似たものとなるのではあるまいか。使用、收用に付いては全く豫見し難いが、やはり管理令の精神が準用されるであらうと思ふ。

(B)——客體は従業者雇傭債權及當該施設に於て現に實施する特許發明又は登録實用新案である。

之等の供用又は實施は(A)の管理の場合には必要でないから(A)の使用又は收用の場合に限られてゐるのは當然である。

従業者の供用は前述軍需工業動員法の(1)及(2)の場合即ち第四條の規定と同一である。それに付いて述べたと同一の事が云はれるであらう。

特許發明又は登録實用新案の實施に付ては特許法第四十條及實用新案法に於ても規定されてゐるが、總動員法案には特許法第四十條に於ける特許權の制限、收用、特許取消及實用新案に關する之等に相當する規定が欠けてゐる。かかる必要を生じたときは夫々特許法、實用新案法に依據する他はないわけであらう。

軍需工業動員法に於ける従業者の徵用に付ては方法が公にされてゐない。反之、特許發明等の實施については特許權制限、收用等と共に本年一月二十八日特許收用令が公布されたことは前に述べた通りである。總動員法に於ける特許發明等の實施の方法に付てはどうなるか。特許收用令の場合よりも簡便にする必要は果してあるかどうか。

(3)總動員業務に必要な土地又は家屋其の他の工作物を管理、使用又は收用することを得る。主體は政府であり、管理、使用、收用し得る場合は戦時又は戦争に準すべき事變に際してである。

客體は總動員業務に必要な土地又は家屋其の他の工作物である。先に公表された要綱に(一月二十四日東朝)は「總動員業務ニ關スル事業ニ屬スル設備及ビ之ニ轉用スルコトヲ得ル設備ノ全部又ハ一部……ニ供用スルタメニ必要ナル土地、家屋、倉庫其ノ他ノ工作物」とあつたが後改められたのである。彈力性は増加した。

右の土地、家屋、その他の工作物は前述軍需工業動員法

に於ける(2)の場合、即ち第三條第一項の規定する土地並家屋倉庫其の他の工作物及その附屬設備の全部又は一部に相當する。

右に述べた物は管理、使用又は收用出来る。

拂下げ、補償、管理等に付いては(2)(A)の場合と同じ様なことが言へる。

使用、收用に付ても凡て勅令に譲つてある。土地、工作物等の使用、收用に付いては一般法たる土地收用法によつても出来るわけである。それは緊急なる場合の使用については特に簡單な手續をさへ設けてゐる。土地收用法は準用されるか。全く別個の方法が採られるか。前者の場合は何の程度迄準用されるか。之等は畢竟總動員の必要と私有財産制度の尊重との二大目的の交渉の如何、その比重の如何にあらう。大目的の遂行に當つて現在とられる方法はあく迄もスムーズならんとする。時代のうねりは如何に展開するのかが。

(4) 鑛業權、砂鑛權、水の使用に關する權利を使用又は

收用し得る。

之は注目すべき立法である。水の使用に關する權利は土地收用法第七條に明定されて居り、鑛業權、砂鑛權も包含されると解される。

最初公表された(一月二十四日東朝)要綱には、右の諸權利の中に、著作權及び出版權も含まれてゐたが、此の度の法案に於ては削られてゐる。新聞の報ずる所によれば(二月十五日東朝)、之等の權利に關する國際法との關係により立法技術上多大なる困難が存したためであるとの事である。著作權、出版權に對する消極的政策から、近代的科學的な積極政策、文化政策が實現し得ないのは全く残念であると謂ひ得るであらう。

水の使用に關する權利等の使用、收用については土地の使用又は收用の場合と同様の事が云へるであらう。

拂下るときの優先的買受についてはの場合と共通の規定がある。

以上(1)(2)(3)(4)が總動員法案の規定する收用法の四つの場

合であるが、此の中(1)(2)(3)の場合に、管理、使用、收用供用を妨害、拒否、忌避した者は三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられる(第三十三條)。

(1)(2)(3)(4)何れの場合も、勅令の定むる所により、その處分に因り生じた損失が補償される(第二十九)。又その補償の金額は(2)(3)(4)の場合の拂下の金額と共に、その決定に當つては、總動員補償委員會の議を経べきことになつてゐる。

詳細は勅定の定むる所となつてゐる。補償委員會は如何なる構成になるか。中央に一個設けらるゝか、各府縣に夫々設けらるゝか。メモバーは如何、軍需工業動員の軍需評議會は一應参考にはなるであらうが、又相異なる所が多いであらう。總動員に於けるプランニングの必要、統一の必要損失補償の技術的要素等諸種の考慮すべき問題がある。

唯一言すべきは、本法案に於ては補償を十分ならしめんとして居り、補償は強権力と密接不可分であることである。

第五。 情勢の急迫が齎した總動員法は、國防目的の達成の爲に、人的物的資源の萬般の統制運用に遺憾なきを期せ

んとする用意であり、従つて今迄に生れ出でた多種多様な法令——法律體系は、國防目的なる單一目的の下に包含され、集大成されんとしてゐる。目的の緊急性強力性は手續に於ける簡易化強力化を要請する。併し現實は複雑であり在來の組織は之と矛盾する様相を示すことが考へられる。矛盾の解決は、壓服か、妥協か、貫徹か、結合か、制覇か抱合か、立憲的なる統制と革新との擇ぶ道は唯一つかも知れない。或は又後者の形相に於て、前者の内容を全ふすかも知れない。時代の車輪は轉回あるのみ!「手續」——それは目的と現實と手段との綜合である。

四

昨年切角衆議院を通過し乍らその審議の「慎重さ」のために遂に貴族院に於て同意を得るチャンスを失つた農地法案は、此の度衣を代へて、農地調整法案の名の下に、その誕生を待望されてゐる、法案は一月二十三日、衆議院に提出された。

最近の數年に於いて、農村の疲弊は益々深刻化の一途を辿るのみであつた。而して、社會不安の一要因に迄上昇して來てゐることは、何人の疑ふ餘地もない。そのよつて來たる因由の如何を不問、問題は遂に、「不安」と「生産力」との二つのポイントに於て採り上げられた。

「農村の經濟更生及び農村平和の保持」の大目的を目指して、「耕作者の地位の安定」と「農業生産力の維持増進」の二大スローガンを掲げた本法は、其の名の示す如く、其の基本的手段として「農地關係の調整」に着目したのである。こゝに所謂農地關係の調整とは何であるか。自作農の創設維持及び小作關係の調整はその二大根幹である。

自作農創設維持の一方法として、本法案は土地收用を備へてゐる。

道府縣、市町村等は、自作農創設維持、農地貸付等の事業に要する土地を取得又は使用する必要があるときは、土地所有者及び關係人と、土地の譲渡又は使用、收益の權利の設定又は讓歩に關する協議を爲しうる（第四條第一項）。

而して前項の協議調はざるときは、開發せんとする未墾地其の他の土地又はその使用、收益の權利を收用又は使用することを得るのである（第二項）。

收用又は使用の主體は、道府縣、市町村その他命令を以つて定むる團體である。命令を以て定むる團體に付ては、衆議院の委員會の要求により、産業組合、農事實行組合である旨發表されたと報道されてゐる。

收用又は使用し得る場合は、未墾地を開發して自作農創設維持又は農地貸付の事業を行はんとする場合に於て第一項の協議調はざるときである。又收用又は使用の客體は、開發せんとする未墾地其の他其の開發に必要な土地又は其の使用收益の權利である。此の客體の範圍に付ては、もう少し明確な規定が必要なのではあるまいか。農業の非科學的性質により、前述製鐵事業法の場合の如き精密な規定は望み得ないではあらうが。其の他收用又は使用の方法等については凡て土地收用法を適用することになつてゐる（第三項）平常時の法律として、手續等を勅令等で定めず、土地收用

法時を適用するのは當然であらう。

「土地收用法」の現在に膠着する者は、斯かる法律による土地收用に對しては唯々警異と疑問とを感ずるの他ないであらう。未墾地開發による自作農創設維持又は土地貸付の事業とは一體如何なる事業か。斯かる事業に土地收用を認めても宜いのか。認めうるのか、收用された土地が間もなく收用者の手を離れて別人の所有に歸する結果が生じ、而もそれが事業の、收用の、所期せる目的であるといふのは一體どうした事であらうか。……

併し、如何なる事業に土地收用を認めるかは立法政策に關聯する所多大である。そも、土地收用なる概念自體が一個の制度として、それ自身の理論と獨自の生命とを有し乍ら、而も根底に於て其の國の法制全般、立法政策、政治によつて規定されてゐるものなのである。「土地收用法」なる法源すら、事業にして「公益性」を有するものである限り、敢へて文句を云ひ得るものでもない。文句を言ひうるのは立法政策である。政治である。勢力である。經濟である。

土地收用制度は一個の制度として獨自の立場を有し、存在を主張し、技術的責任を負ふ。一個の生命を有する。併し制度たる限り、それは他面に於いて、手段として目的に隸従するのである。土地收用制度は、一個の制度として運命的に、此の二つの契機を擔ひ、二つの契機は土地收用制度に於いて結合し、矛盾し、反撥し、同盟する。

個人相互間の所有關係變更のための農地の收用、分配は公用收用の觀念に入らないと説く者がある（オットー・マヤー）。しかし公益性ありと認めらるゝ限り、それは公用收用の概念に入り得ぬものではない。唯問題は、我國の立法政策がかゝるものに對して土地收用を認めるか否かであらう。實は公益性自體すら、又それこそ、政治情勢、社會情勢の如何によつて規律されるのである。

わが國に於ける最近の社會情勢は、時々刻々急迫の度を強むるのみである。就中、農村の問題、耕地の問題はわが國現下の政治に於ける基本問題である。經濟的不安と政治的不安との重要な一因は實に農村にある。缺狀價格と零

細耕作の農村にあるのである。調整法案の掲ぐるスローガン「農業生産力の維持増進」もこゝにその必然を帯びて來る。又政治的不安に於ける農村の位置は、それに於ける農民出身者と農村を憂ひ農村政策を高らかに掲ぐる人々との存在に於いて表現されてゐる。農民を愛する者、農村を憂ふるもの、農民の生活感情の貴さと現實とを身にしみて體驗するもの、農民の窮狀に哭き、「救はん」起てよ」と叫ぶもの等しく農村の改造と再生とに向つて邁進あるのみであらう。農地法に比し一步退却と評される本農地調整法案に於ても、ほんのちよつびり乍ら、所有關係の強制的修正の手段としての收用法が現はれてゐるのは時代の必然の要求であらう。

五

道路改良の經濟的效果に就て (一三三)

以上、最近の收用法立法に付いて一言した。いさゝか斷片的、漫談的、散發的恐れなしとしないけれども、おのづから一つのシステムをなすかに見ゆるのも妙である。收用法に於ける公益目的の三つのタイプ、三方面の代表であり、又「平時」と「非常時」と「革新」との代表とも見られなくもなす。

しかし又、ものごとは須らく流動的に觀るべしとか。三つのものはその中のある一つのを基本としながら、互に矛盾し、同盟し、反撥し、利用し合ひつゝ、現下日本の時代的ながれの目指すところ、趨くところを表示する何ものかを含んでゐるのではなからうか。解かるべき問題であらう。收用法なる法律にも、時代の勢は刻々その性格を動向を織込んで行くのであらう。(昭和一三、二、一九)

守屋 秋 太郎